平成２３年（フ）第８６号
埼玉県川越市脇田町33番地８
債務者　有限会社かれいど
代表者代表取締役　牧野　謙司
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午後２時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３１７号
東京都葛飾区高砂３丁目18番14号
債務者　株式会社アキショウ
代表者代表取締役　岡田　章正
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井﨑　康孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午前10時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７号
埼玉県草加市栄町１丁目７番１―304号
債務者　秋山　裕一
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関　　昌央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月８日午前11時
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７４号
愛知県豊橋市つつじが丘２丁目29番地の12
債務者　有限会社ビューオチ
代表者代表取締役　安形　匡史
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月13日午前10時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２１号
鹿児島県薩摩川内市五代町462番地４
債務者　厚地　恵美
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂元　直人
4　破産債権の届出期間　平成23年４月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年５月31日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第４２号
仙台市青葉区栗生２丁目４番地の４　渡幸ベルメゾン栗生Ｅ棟113
債務者　早坂　順一
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋善由記
4　破産債権の届出期間　平成23年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月10日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２号
福島市渡利字番匠町３番地の１　ポモドーリＡ棟201
債務者　古畑　　薫
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紺野　明弘
4　破産債権の届出期間　平成23年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第７７号
鹿児島県鹿児島市武１丁目11番４号ｙ＆ｍ武206号、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市上荒田町23番３―901号
債務者　滝田　佳奈
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堂免　　修
4　破産債権の届出期間　平成23年４月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月26日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第９６号
鹿児島県日置市吹上町永吉2973番地
債務者　出耒　豊彦
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　政幸
4　破産債権の届出期間　平成23年４月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月26日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４９７号
札幌市豊平区福住２条７丁目８番５号
債務者　村瀬　和子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上木　健司
4　破産債権の届出期間　平成23年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月２日午後４時
6　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０４号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町15番13号　横喜ビル301号
債務者　肥後　幸男
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岩本将司
4　破産債権の届出期間　平成23年４月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第７号
奈良県吉野郡吉野町大字上市1800番地
債務者　巧文堂印房ことさくらクリーンサービスこと　藪谷　功雄
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝守　令彦
4　破産債権の届出期間　平成23年５月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第５８８号
奈良市右京２丁目１番地の２　平城第２団地38―207
債務者　篠原　　均
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　祖谷　謙一
4　破産債権の届出期間　平成23年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月31日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１８１号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番12―711号、前住所大阪府吹田市垂水町３丁目19番23―602号
債務者　石川美由紀
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川太一郎
4　破産債権の届出期間　平成23年４月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月16日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７０４号
北海道江別市弥生町25番地の17　ソフィール弥生102号室
債務者　吉川　功二
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大嶋　一生
4　破産債権の届出期間　平成23年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部